

## 建築基準法第 43 条第 2 項第一号の規定に基づく認定基準

住安第 1113 号

平成 31 年 3 月 13 日

### 1 趣旨

次の基準に適合するものは、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 43 条第 2 項第一号の規定に基づき、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものとする。

### 2 基準

建築基準法施行規則（昭和 25 年省令第 40 号。以下「省令」という。）第 10 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当し、延べ面積（同一敷地内に 2 以上の建築物がある場合にあっては、その延べ面積の合計。）が 200 m<sup>2</sup>以内の一戸建ての住宅（以下「住宅」という。）で、その敷地がそれぞれ次に掲げる基準に適合すること。

#### (1) 省令第 10 条の 3 第 1 項第一号に該当するもの（公共の用に供する道）

次の各号の一に該当する公共の用に供する道に 2 m 以上接する敷地に建築する住宅

ア 次の①又は②に該当する幅員 4 m 以上の公共の用に供する道（以下「公有地等」という。）ただし、当該公有地等を法上の道路とみなしたときに、法第 52 条第 2 項及び法第 56 条各項の規定に適合すること

- ① 港湾法第 2 条第 5 項第四号に規定する臨港交通施設である道路（以下「臨港道路」という。）で、当該臨港道路の管理者の承諾を得たもの
- ② 地方公共団体が管理する農道等の道で、管理者の承諾を得たもの

イ 敷地と道路との間に河川、水路、国又は地方公共団体が管理する公有地（以下「水路等」という。）がある場合で、次の①から④の全てに該当する通路

- ①水路等に幅 2 m 以上の橋や蓋等が設けられている部分（以下「占用部分」という。）で、当該占用部分が一般通行の用に供されていること（水路等の管理者の承諾又は占用許可を受けており、通行に支障となる構造物がない場合に限る。）
- ②占用部分が接する道路を前面道路として、法第 52 条第 2 項の規定に適合するもの
- ③水路等の部分を前面道路の幅員に加算して、法第 56 条各項の規定に適合するもの
- ④道路は法第 42 条第 1 項各号に該当する道路であること

#### (2) 省令第 10 条の 3 第 1 項第二号に該当するもの（道に関する基準に適合する道）

次の各号のいずれにも該当する道に 2 m 以上接する敷地に建築する住宅

ア 省令第 10 条の 3 第 1 項の施行日（平成 30 年 9 月 25 日）以前から存在する、建築基準法施行細則（昭和 49 年静岡県規則第 6 号）第 14 条及び「道路の位置の指定基準について」（建第 139 号平成 10 年 4 月 20 日静岡県都市住宅部長）に適合する道であること

イ 省令第 10 条の 4 の 2 第 2 項に掲げる承諾書が申請書に添付されていること（道の敷地となる土地の所有者及び権利を有する者並びに道を管理する者の承諾書）

ウ 当該道を前面道路とみなして、法第 52 条第 2 項及び法第 56 条各項の規定に適合すること

### 3 その他

本認定基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### 附則

この基準は制定の日から施行する。